

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（税務課）

- 一 改正の要旨
地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税に関する規定を改正し、その他必要な規定の整理を行った。
- 二 施行期日
農地法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日